

## 民生文教常任委員会会議記録

令和7年9月11日開催

令和7年第3回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

### (出席委員)

委員長 松下 尚美  
副委員長 田代 稔  
委員 吉川 清里  
委員 飯田 安雄  
委員 向笠 達也  
委員 海野 豊彦

### (概要)

○議案第40号 清水町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑では、「新たに実施される、こども誰でも通園制度と、すでに実施している一時保育の違いは。」とただしたところ、「こども誰でも通園制度は、子供の健やかな育ちを支援するため、理由を問わず、0歳6か月から3歳未満の子供が利用できる一方、一時保育は、保護者の疾病や冠婚葬祭等で一時的に育児が困難になった場合、その支援を目的として未就学児童を預かる制度です。」との答弁がありました。次に、「こども誰でも通園制度を南保育所で行う場合、そのための保育士を新たに雇用するのか。」とただしたところ、「会計年度任用職員の加配で対応するほか、幼稚園の再編に伴う余剰人員の配置換えを検討しています。」との答弁がありました。次に、「町立保育所は、保育士不足から定員まで受入れができるでない中、会計年度任用職員などを配置しても、通常保育への充足が優先となるのでは。」とただしたところ、「こども誰でも通園制度は、実施が義務づけられていることが前提としてありますが、その上で、受入れ児童数を1日当たり3人程度に調整する予定であるほか、職員配置の面で負担の少ない余裕活用型の方式で実施するとともに、会計年度任用職員や余剰人員を活用することで、通常保育に支障を来たさない運用をしていきたいと考えています。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論を行い、まず、反対討論として、「本制度を通常保育と一緒に実施する場合、全く慣れていない子供を預かることで、その子に保育士がかかりきりになり、他の児童の対応がおろそかになるなど、通常保育に支障を来たす可能性があるほか、その子自身も全く知らない場所で、全く知らない子供たちと一緒に過ごさなくてはならず、子どもの成長に良い影響を与えるかという点で疑問を感じる。本制度は、ニーズに沿った有意義なものと認められるが、実施体制などの面で、町の大きな負担につながることを指摘し、反対討論とす

る。」との発言がありました。次に、賛成討論として、「本条例は、来年度から始まる乳児等通園支援事業の運営基準等を定めており、事業実施には不可欠なものである。本事業は、子供にとって家庭とは異なる経験を通して成長することができ、保護者にとって子育てに対する孤立感や負担感の軽減につながる事業であると考えられる。来年度から、この制度が円滑に実施されることを期待し、賛成討論とする。」との発言がありました。他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第44号 令和7年度清水町一般会計補正予算（第2回）については、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第45号 令和7年度清水町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第46号 令和7年度清水町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第47号 令和7年度清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第48号 令和6年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定については、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、歳入の質疑はなく、歳出の質疑では、3款民生費では、「保育士不足が続いている中で、どのような対策を行ってきたのか。」とただしたところ、「採用試験の早期実施、ハローワークでの説明会、人材バンクや人材派遣の活用のほか、大学や専門学校等への訪問などを行った結果、令和7年度の採用試験において、訪問した大学の受験者がいたことから、一定の効果はあったものと考えています。また、保育士不足は町全体の課題と捉え、今年度は、民間園の代表者とともに大学訪問を行いました。」との答弁がありました。また、「民間の保育所は保育士が足りているが、町立では不足している理由は分析しているのか。」とただしたところ、「特別な支援が必要な子供の割合が、民間は10%程度であるのに対し、町立は20%程度であるほか、問題行動が多い児童などの受け入れにより、より多くの保

育士の配置が必要となることが、不足の要因と分析しています。」との答弁がありました。また、「罹災証明書の発行件数と災害弔慰金の支給件数が一致しない理由は。」とただしたところ、「罹災証明書は、地震などによる住居の被害の程度を証明するために発行されるものである一方、災害弔慰金等は、災害により亡くなった方、火災等による住居被害に対し支給するものであり、一部を除き対象が異なるため、件数が異なっています。」との答弁がありました。また、「緊急通報システム利用支援事業について、利用者宅に設置する発信機のメンテナンスに係る契約内容は。」とただしたところ、「1日1回、自動的に通信確認を行い、機器の不具合や電池切れがあった場合は、個別に修理などの対応をしているほか、2年ごと電池の定期交換を行っており、すべて追加の費用は生じない契約となっています。」との答弁がありました。次に、4款衛生費では、「まち歩きアプリを含めた健幸マイレージ事業の今後の展開は。」とただしたところ、「健幸マイレージ事業は、県との共同事業で、主にまち歩きアプリ未利用者が参加しているが、令和6年度は、10月のウォーキング月間に合わせ、アプリ利用者にも事業に参加していただき、前年度以上の達成者となりました。今後も当面は、アプリ未利用者の補完事業として継続していくほか、アプリとの連携も検討したいと考えています。」との答弁がありました。また、「まち歩きアプリについて、大学院大学と連携し研究を行っている経緯とその内容は。」とただしたところ、「静岡社会健康医学大学院大学が実施する、健康づくり事業の課題やデータ分析方法等の相談会に参加し、検証やデータ分析の方法を相談し、歩数データの比較方法やアンケート調査のアドバイスを受けました。」との答弁がありました。また、「大学院大学からのアドバイスを踏まえたまち歩きアプリの効果検証や分析の結果から見えた課題と今後の方向性は。」とただしたところ、「今後もアプリの登録者数を増やす取組を継続しつつ、アプリの起動と、生活習慣病予防に直結する体重などのデータ入力の定着に重点を置くことに加え、分析データを活用し、最終的には医療費削減や健康寿命の延伸などにつなげることを視野に入れた事業展開を図っていくほか、アプリの継続利用率の向上も課題として捉え、取り組んでいきたいと考えています。」との答弁がありました。次に、10款教育費では、「かわせみ教室に通えない不登校児童生徒は、どのように対応しているか。」とただしたところ、「かわせみ教室指導員と教育総務課指導主事、スクールソーシャルワーカー、各校職員と現状を共有するとともに、福祉や医療等の専門機関とも連携し、子供たちに寄り添った対応を行っているほか、昨年度からは、各校の生徒理解研修や生徒指導部会に、かわせみ教室指導員が参加し、児童生徒個々の不登校等に関する情報共有を深めるよう努めています。」との答弁がありました。また、「他市町では、地産地消を目的とし、学校給食に使用する地場産物の食材購入の補助金を予算化しているが、当町も導入する考えは。」とただしたところ、「現在も、学校給食を活用した食育の充実のため、地場産物を積極的に活用する、ふるさと給食週間やふるさと給食の日を設けるなど、年間を通して計画的に地場産物を献立に取り入れているため、新たに予算化する予定はありません。」との答弁がありました。他に質疑なく、

討論を行いました。まず、反対討論として、「町立保育所の保育士不足について、雇用の努力は認めるが、解消に至っておらず、採用条件を見直すなどの努力をすべきではなかったかという点、学校給食について、地産地消の取組などは評価できるが、保護者への負担が未だに大きいため、負担軽減に注力すべきであった点を指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。次に、賛成討論として、「令和6年度は、物価高騰に対応した支援策である給付金事業や、南小北校舎改築事業、学校給食費の保護者負担軽減など、町民生活に寄り添った事業が展開されている。今後も、右肩上がりの社会保障関連経費のほか、学校改修工事などにより、町の財政はより厳しさを増すことが懸念される中、アフターコロナを見据え、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりが着実に実行されていると認められるため、賛成討論とする。」との発言がありました。他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

○議案第50号 令和6年度清水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当局からの議案説明の後、審査を行い、歳出の質疑では、「高額療養費の支給を受けた被保険者の世帯数は。」とただしたところ、「838世帯です。」との答弁がありました。また、「高額療養費の該当が多かった疾患は。」とただしたところ、「入院及び外来で10万点以上のレセプト243件で分析したところ、上位は、白血病、肺がん、腎臓病が17件、形質細胞腫が11件、脳梗塞が10件です。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

○議案第51号 令和6年度清水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当局からの議案説明の後、審査を行い、歳入歳出全般の質疑では、「75歳以上の人口が増えている中、要支援認定者は増えているが、要介護3以上の認定者は減ってきていることについて、一定の効果があったと捉えている介護予防事業等は。」とただしたところ、「介護予防・生活支援サービス事業における、介護予防訪問型サービスや介護予防通所型サービス、一般介護予防事業における委託型介護予防教室や運動グループ育成事業の支援の取組により、高齢者の機能回復や運動機能向上が図られ、介護予防につながったものと考えています。」との答弁がありました。また、「要介護度の高い人が減っている一方で、保険給付費が増えている理由は。」とただしたところ、「主に令和6年度の介護報酬の改定により、個々の基本報酬による違いはあるが、全体で増額改定となったことが影響していると考えているほか、全体の認定者数の増加やサービスの利用状況、また、サービス利用者の年度途中での資格喪失なども要因として挙げられ、このような要因の積み重ねで、人数と比例しないことも生じると認識しています。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

○議案第52号 令和6年度清水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和7年9月24日

民生文教常任委員長 松下 尚美